

2025年3月31日

各位

会社名 株式会社メタプラネット
代表者名 代表取締役社長サイモン・ゲロヴィッチ
(スタンダード市場 コード: 3350)
問合せ先 IR部長 中川 美貴
電話番号 03-6772-3696

第10回普通社債の発行に関するお知らせ

当社は、2025年3月31日開催の取締役会決議により、第10回普通社債（以下「本社債」といいます。）をEVO FUND（以下「社債権者」といいます。）に対して発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、調達した資金は2025年1月28日付「第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」における調達した資金の具体的な用途であるビットコインの購入に充当する予定であり、償還するための資金については第14回乃至第17回新株予約権の行使によって調達した資金により確保をする予定です。

記

1. 本社債の内容

1. 社債の名称	株式会社メタプラネット第10回普通社債
2. 社債の総額	金 2,000,000,000 円
3. 各社債の金額	金 50,000,000 円
4. 利率	本社債には利息を付さない。
5. 償還金額	各本社債の金額 100 円につき金 100 円
6. 払込期日	2025年3月31日
7. 償還期日	2025年9月30日（予定）
8. 償還方法	本社債は、上記第7号に記載の償還期日に、その総額を上記第5号に記載の償還金額で償還する。但し、社債権者は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」という。）の1営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができる。また、株式会社メタプラネット第14回乃至第17回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本社債の発行日以降の累計額から以前に当社が本8号に基づき繰上償還した本社債の額面額の合計額を控除した額が本社債の金額（50,000,000 円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い

	込まれた日の翌取引日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部につき、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する。
9. 保証の内容	該当事項なし。
10. 担保の内容	該当事項なし。
11. 募集の方法	EVO FUND に全額を割り当てる。
12. 社債管理者	本社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。
13. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）	株式会社メタプラネット 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
14. 振替機関	該当事項なし。

2. 今後の見通し

本件による当社の 2025 年 12 月期の連結業績に与える影響は軽微であると予想しております。今後、当社の連結業績等に影響があると判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上